

ご契約後のお問い合わせ・お知らせ

●電話でのご照会

ご不明な点、ご契約内容、インターネットサービスのご利用に関するお問い合わせ

ソニーライフ・ウィズ生命 お客様サービスセンター

ご契約者さま専用ダイヤル **0120-955-900** (通話料無料)
 受付時間：月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分



●インターネットでのご確認

ご契約内容、運用レポート、特別勘定の運用実績に関するご確認

ソニーライフ・ウィズ生命 ホームページ



<https://www.sonylifewith.co.jp>

より、ご契約者さま専用ページをご利用ください。
 (インターネットサービスIDとパスワードが必要です)

●郵送でのご案内

ソニーライフ・ウィズ生命からのご案内

ご契約成立後	<ul style="list-style-type: none"> ●年金保険証券 ●特別勘定の繰り入れのご案内 ●生命保険料控除証明書
据置期間中・年金支払期間中	<ul style="list-style-type: none"> ●【年4回】ご契約状況のお知らせ ●【事業年度ごと年1回】特別勘定の現況
年金支払開始のおよそ2カ月前	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始のご案内
年金支払時	<ul style="list-style-type: none"> ●【1回目の年金支払手続き完了後】年金証書 ●【毎回の年金支払手続き完了後】年金支払手続き完了のお知らせ

●その他ご注意いただきたい点

この商品は、一般社団法人生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に登録された者のみが募集を行うことができます。ソニーライフ・ウィズ生命の生命保険募集人の権限等、変額保険販売資格に関して確認をご要望の場合は、ソニーライフ・ウィズ生命のお客さまサービスセンター(0120-966-066)までご連絡ください。

この商品は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他の取引に影響を及ぼすことはありません。募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取り扱いしている場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

募集代理店

引受保険会社

ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2
 青山オーバルビル

ホームページ <https://www.sonylifewith.co.jp>

お客さまサービスセンター **0120-966-066** (通話料無料)

《受付時間》月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
 午前9時～午後5時30分

募集代理店

引受保険会社

ソニーライフ・ウィズ生命

変額個人年金保険(保証金額付特別勘定終身年金型2012)

ウィズ ファミリーⅡ

ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社は、2021年4月1日にソニー生命保険株式会社と合併いたしました。それに伴い、本文中に記載の旧社名は合併後の社名に読み替えていただきますよう、お願いいたします。商品性に関する記載内容は制作当時のまま変更していません。

手堅いあなたにピッタリの
「終身年金」があります。

<この保険は以下のご意向に沿う内容となっております>

- 特別勘定で資産を運用して、将来の年金を準備すること
- 運用実績に応じて積立金が増減することを許容するとともに、収益性を期待して、将来のための資産を増やすこと
- 死亡した場合に必要な遺族への保障を準備すること
- 運用実績にかかわらず、死亡給付金額または受取総額(既払年金合計額と死亡一時金の合計額)は、基本給付金額と同額以上が最低保証されていること

この保険は、ソニーライフ・ウィズ生命を引受保険会社とする生命保険です。
 預金とは異なり、元本が保証されているものではありません。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」および「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約に際しては、この書面の内容を十分にお読みください。

また、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。

商品パンフレット… P1

契約概要…………… P9

注意喚起情報……… P17

➡ ご契約のしおり・約款

➡ 特別勘定のしおり

あなたにピッタリの「終身年金」があります。

すぐにずっと
年金を受け取れます。

「ウィズファミリーⅡ」は、最短でご契約の1年後から年金受取をはじめられます。一生にわたって年金をお受け取りいただけるので、長生きをすればするほどたくさん受け取れます。

運用成果によっては
年金額がステップアップ。

「ウィズファミリーⅡ」の積立金は特別勘定で運用されます。特別勘定の運用状況によっては、年金額のステップアップも期待できます。運用が不調であっても、年金額が下がることはありません。

保険料を一時払で
お払い込み



お払い込み金額を上回るお受け取り

自分でもらい切れなかったら、
ご家族が受け取れます。

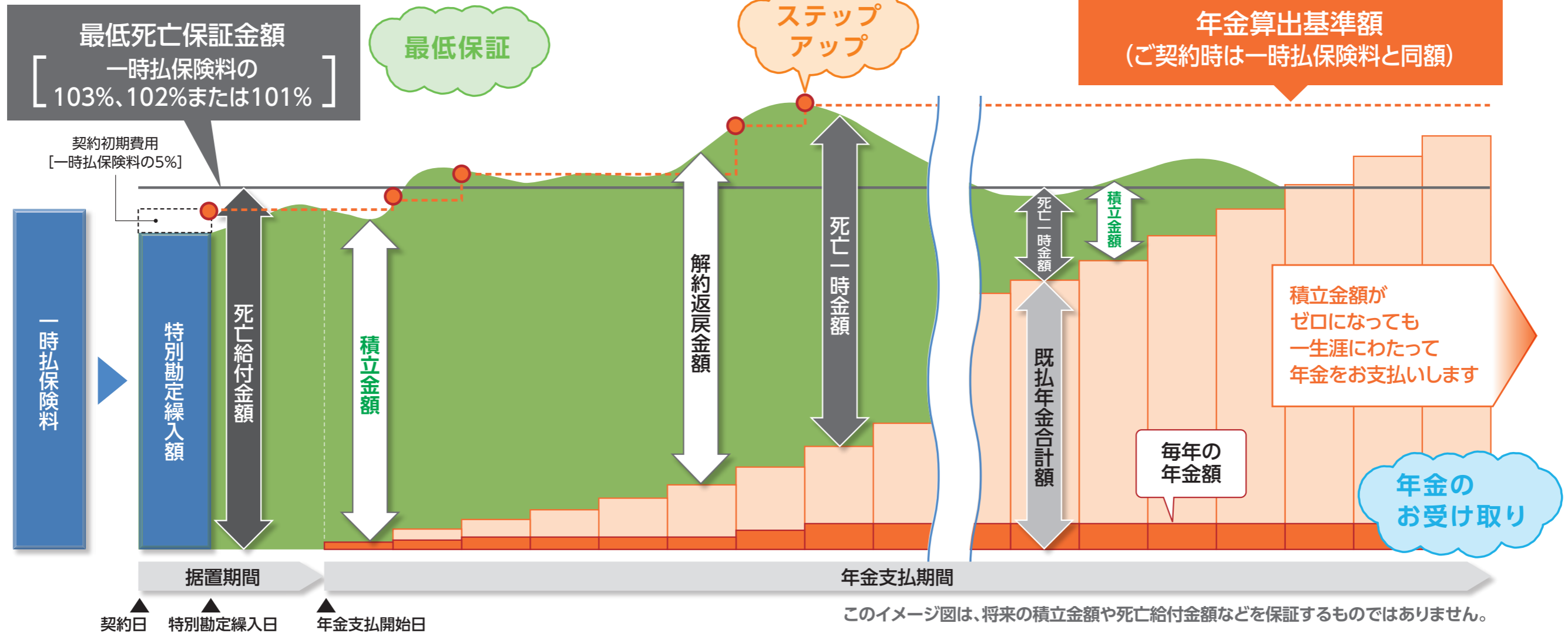
「ウィズファミリーⅡ」は、ご契約時の被保険者の年齢によって、一時払保険料の103%~101%相当額のお受け取りが最低保証されます。お亡くなりになるときまでの年金の累計額が最低保証の金額に満たない場合、差額(またはそれ以上の金額)をご家族が受け取れます。



ご契約の解約をされた場合、解約返戻金額には最低保証はありませんので、既払年金合計額と解約返戻金額を合わせた額は、一時払保険料を下回ることがあります。

すぐに、ずっと受け取れる。あなたと家族のこれからは、しっかりと支えるしくみです。

【イメージ図】



ご契約時

ご契約に際しては、被保険者となる方にご健康に関する3つのご質問にお答えいただけます。



被保険者となる方の健康状態等によっては、お申し込みをお断りすることがあります。

→ ご参考「健康状態の告知項目」

ポイント
1

すぐにずっと年金を受け取れます。

55歳～75歳のご指定の年齢(最短でご契約の一年後)から、被保険者が生存されている限り、毎年年金をお支払いします。年金額は、年金算出基準額をもとに、毎年その2.8%～3.2%となります。

年金支払開始日の被保険者の満年齢	年金額算出率
55歳～59歳	2.8%
60歳～69歳	3.0%
70歳～75歳	3.2%

年金額算出率は年金支払開始年齢によって定まります。

ポイント
2

運用成果によっては年金額がステップアップ。

年金算出基準額は、ご契約時は一時払保険料と同額です。その後、運用によって年金算出基準額がふえることがあり、このとき、その後の年金額がふえます。

ポイント
3

自分でもらい切れなかったら、ご家族が受け取れます。

年金支払期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡一時金をお支払いします。据置期間中に死亡された場合は、死亡給付金をお支払いします。

年金のお支払い

年金のお受け取り

最短でご契約の1年後から、一生にわたって年金をお支払いします。
特別勘定の運用成果によって、以後の年金額がふえることがあります。

年金の種類は保証金額付特別勘定終身年金となり、年金支払開始後も、積立金を特別勘定で運用します。
年金支払の都度、積立金から年金額と同額を差し引きます。
積立金額が年金額以下あるいはゼロの場合も、被保険者が生存されている限り、毎年年金をお支払いします。
年金支払開始年齢が55歳～75歳に収まるよう、据置期間を1年～35年の範囲でご選択いただけます。

●年金額

年金額は以下の式で計算されます。

年金額 = **年金算出基準額** × **年金額算出率**

ご契約時は一時払保険料と同額

年金支払開始日の被保険者の満年齢で決まります。(以後変更はありません)

年齢	年金額算出率
55歳～59歳	2.8%
60歳～69歳	3.0%
70歳～75歳	3.2%

●年金支払開始日の変更

年金支払開始日は、年金支払開始日前に限り、年単位でご変更いただくことができます。

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「ご契約内容の変更について」

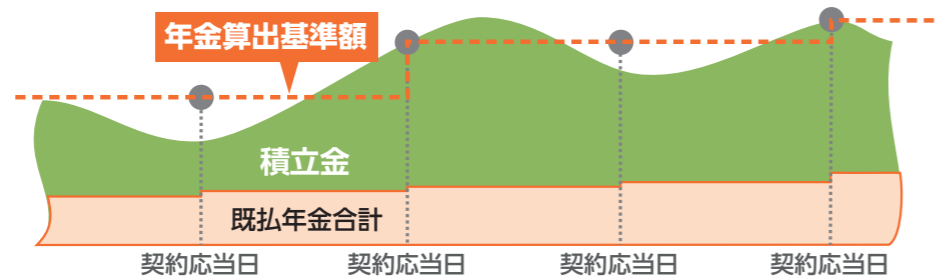
年金額のステップアップ

ステップアップ

毎年の契約応当日(年金支払日)において、前日までにお支払いした年金の合計額と積立金額の合算が、それまでの年金算出基準額を上回ったときは、この合算の金額を以後の年金算出基準額とします。

これによって、年金額も以後ふえる(ステップアップ)こととなります。

【ステップアップのイメージ】年金支払開始年齢が60歳の例



	契約応当日	契約応当日	契約応当日	契約応当日
前日末の積立金額	600万円	800万円	700万円	760万円
前日末の既払年金合計額	240万円	270万円	302万円	334万円
合計	840万円	1,070万円	1,002万円	1,094万円
前日の年金算出基準額	1,000万円	1,000万円	1,070万円	1,070万円
年金算出基準額	1,000万円	1,070万円	1,070万円	1,094万円
年金額 (年金算出基準額の3%)	30万円	32.1万円	32.1万円	32.8万円

(年金額の表示金額は千円未満切り捨て、その他の表示金額は万円未満切り捨て)



ご注意

- 積立金額がゼロの場合、年金算出基準額は契約応当日(年金支払日)前日の年金算出基準額となります。
- この金額例は、将来の運用成果や年金額、積立金額などを保証するものではありません。

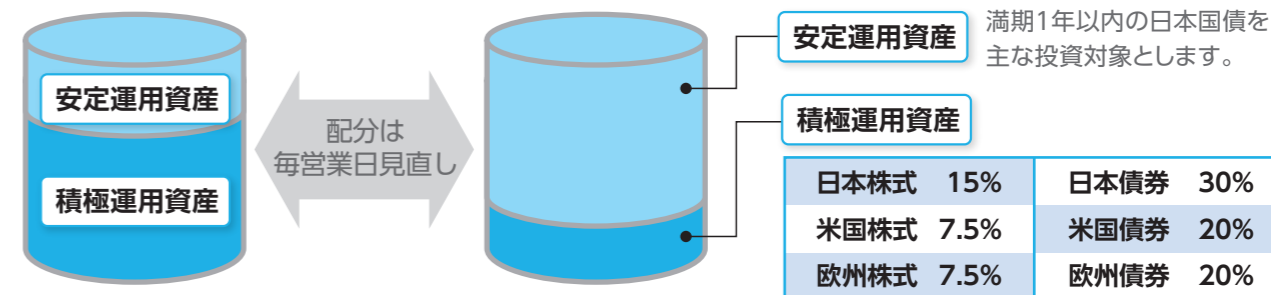
特別勘定での運用

お預かりした保険料は、所定の費用を差し引いたのち、積立金として特別勘定で運用します。
特別勘定での運用は、投資信託を通じて国内外の株式・債券に分散投資を行います。
運用資産を「積極運用資産」と「安定運用資産」に分けて、価格変動リスクを一定に保つよう、その配分比率を毎営業日に調整します。

【積極運用と安定運用の配分イメージ】

株式や債券の
値動きが小さいときは、
積極運用資産の
配分比率を引き上げます

株式や債券の
値動きが大きいときは、
安定運用資産の
配分比率を引き上げます



特別勘定名称	バランス型2012(7A-2)
対象となる投資信託	VCファンドA<適格機関投資家限定> 【運用会社*1】ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
資産運用関係費用	年率 0.126%程度(税抜)*2
目標ボラティリティ*3	年率 4.5%

*1 平成28年3月末時点において、当社との間の資本関係および人的関係はありません。

*2 ここでは、特別勘定が主な投資対象とする投資信託の信託報酬を記載しています。

資産運用においては、この他にも「信託財産留保金」「信託事務の処理などに要する諸費用」「監査費用」などがかかる場合があります。

これらもお客さまにご負担いただくこととなります。

しかし、これらは費用の発生前に金額や割合を確定できないため、上記の記載値に含めていません。

運用手法の変更や運用資産額の変動などによって、費用の率は将来変更される可能性があります。

詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

*3 ボラティリティとは、株式や債券等の値動きに基づいて計算される、価格変動の大きさを表す変動率をいいます。

→ 特別勘定のしおり



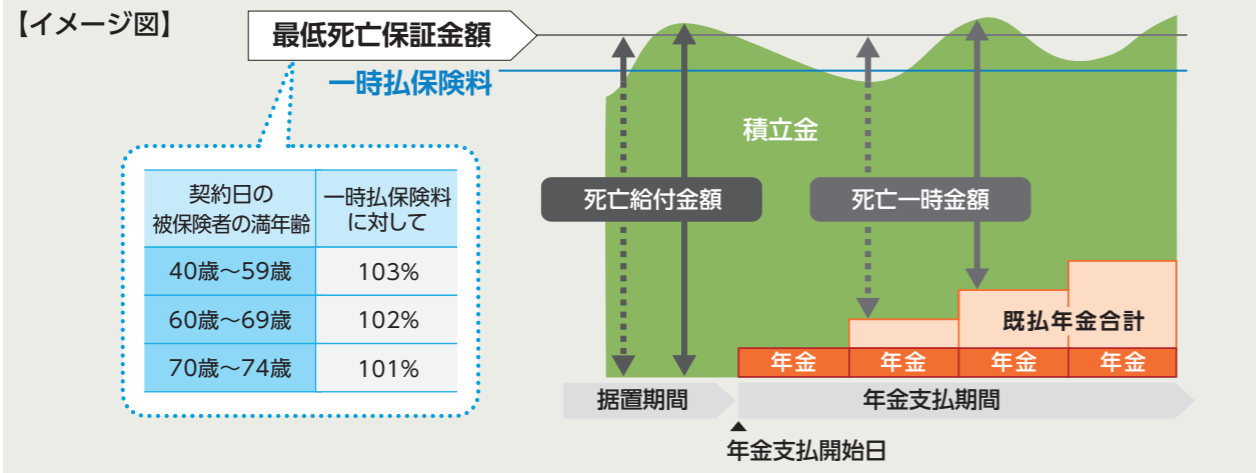
投資リスク
について

- 1. 株価変動リスク** 株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動するので、株価の変動によって、資産価値が減少することがあります。
- 2. 金利変動リスク** 公社債等の価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇するので、金利の変動によって、資産価値が減少することがあります。
- 3. 信用リスク** 株式や債券等の発行者の経営・財務状況の悪化に伴う外部評価の変化などによって、資産価値が減少することがあります。
- 4. カントリーリスク** 投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因によって、資産価値が減少することがあります。
- 5. 為替変動リスク** この特別勘定では為替ヘッジを行いませんので、外国為替相場の変動によって、資産価値が減少することがあります。

死亡時のお支払い

最低保証

「ウィズファミリーⅡ」では、被保険者がお亡くなりになった時点で、ご契約が終了します。このときの積立金額を死亡給付金または死亡一時金としてお支払いします。なお、既にお支払いした年金の合計額と死亡一時金額を合わせて一時払保険料の103%、102%または101%が最低保証されます。据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いする死亡給付金額も、最低保証されます。



- ご契約の一部解約をされた場合、最低死亡保証金額も減額されます。
- 契約日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合など、所定の事由に該当するときは、死亡給付金等のお支払いができません。
- 死亡給付金額・死亡一時金額の最低保証は、年金算出基準額にかかわらず、最低死亡保証金額により定まります。

ご契約のお取り扱い

契約年齢(被保険者の契約日の満年齢)	40歳～74歳
取扱金額	一時払保険料:300万円～1億円 ※詳しくは、「契約概要」をご確認ください。
選択方法	告知書扱い
年金種類(年金支払期間)	保証金額付特別勘定終身年金(終身)
据置期間・年金支払開始年齢(被保険者の年金支払開始日の満年齢)	据置期間:1年～35年(1年単位)、年金支払開始年齢:55歳～75歳 ※年金支払開始日前は、上記の範囲内で据置期間の年単位の変更が可能です。
年金の分割支払	年2回、4回、6回、12回の分割支払をお取り扱いします。 ※分割後の1回あたりの金額が4万円に満たない場合はお取り扱いできません。
付加できる特約	遺族年金支払特約、指定代理請求特約
増額	お取り扱いできません。

このほか、具体的なご契約の内容につきましては、「意向確認書兼適合性確認書」により、お客さまのご意向を確認させていただいたうえで、「契約申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、「契約申込書」にて、必ずご確認ください。

この商品では、以下の諸費用の合計額をご負担いただけます。

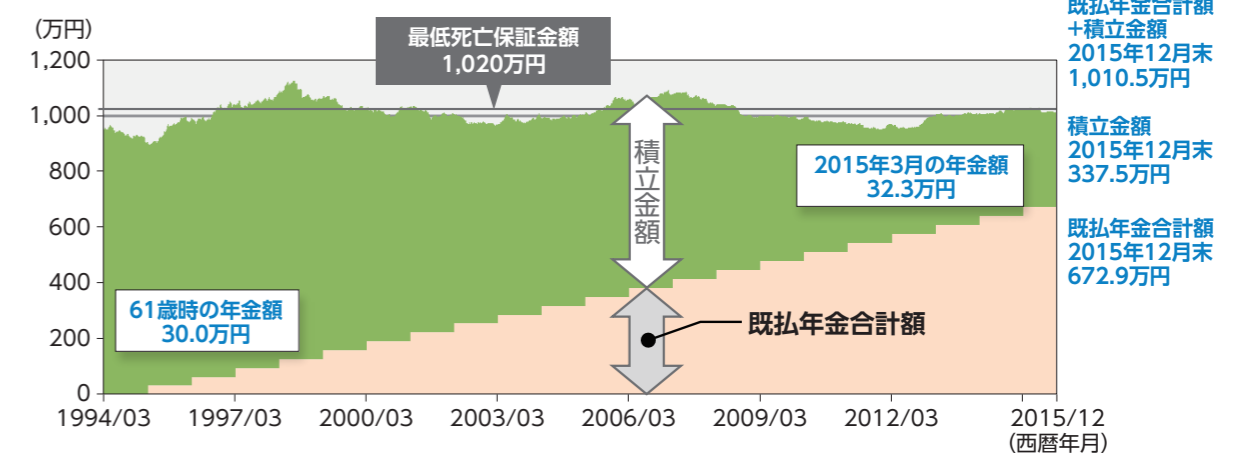
契約初期費用	一時払保険料に対して 5.0%
保険関係費用	積立金額に対して 年率3.48%
資産運用関係費用	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して 年率0.126%程度(税抜)

年金額・積立金額の試算

特別勘定のユニットプライスの試算値をもとに、試算開始の1年後から年金支払が開始したことを仮定して試算したものです。

【前提条件】

- 1994年3月末に契約年齢60歳、一時払保険料1,000万円で「ウィズファミリーⅡ」に加入し、契約日より特別勘定で運用したものと仮定しています。
- 最低死亡保証金額は1,020万円となります。
- 据置期間1年。被保険者年齢61歳より年金支払開始となります。
- 契約初期費用：一時払保険料の5%、保険関係費用：年率3.48%、資産運用関係費用：消費税込相当として年率0.137%を控除しています。
- 非営業日は費用の控除のみを考慮しています。
- 金額は千円未満を切り捨てて表示しています。



ご注意

この試算で示されているデータは、積立金額・既払年金合計額の変動についての情報提供を目的としており、実際の「ウィズファミリーⅡ」の特別勘定の運用実績を用いて作成したものではありません。下記の使用参考指数の過去の実績推移を用い、事後的に「ウィズファミリーⅡ」の特別勘定と同じ手法で運用を行った場合を仮定しており、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、下記の参考指数に直接投資することはできません。

【使用参考指数】

- 日本株式：TOPIX(東証株価指数、配当込み)
- 米国株式：S&P500インデックス(配当込み、円ベース)
- 欧州株式：ユーロ・ストックス50インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本債券：パークレイズ日本10年国債先物(Alt)インデックス
1996年6月5日以前はシティ日本国債インデックス 7-10年
- 米国債券：パークレイズ米国10年国債先物インデックス(円ベース)
1997年1月15日以前はシティ米国国債インデックス 7-10年(円ベース)
- 欧州債券：パークレイズ・ユーロ・ドイツ10年国債先物インデックス(円ベース)
1999年1月3日以前はシティドイツ国債インデックス 7-10年(円ベース)

このグラフはDatastreamの取得可能なデータを利用して、ソニーライフ・ウィズ生命が作成したものです。

各指数の著作権およびその他一切の権利は各公表会社に属します。各公表会社は各指数の確実性および安全性を保証するものではありません。

また各公表会社はこの商品の特別勘定の運用成果に関し一切の責任を負いません。

1. 商品について

ウィズファミリーⅡは生命保険です

正式名を 変額個人年金保険(保証金額付特別勘定終身年金型2012) といい、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動するしくみをもつ、生命保険です。

引受保険会社はソニーライフ・ウィズ生命です

ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社



〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル
 ご契約者さま専用ダイヤル 0120-955-900 (通話料無料)
 受付時間：月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分
<https://www.sonylifewith.co.jp>



ご注意

この商品は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動します。特別勘定の運用では、投資信託を通じて主に国内外の株式、公社債および短期金融商品などに投資します。このため、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあります。これらの投資リスクにより、最低保証の対象とならない解約返戻金等でお受け取りいただく金額の合計は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生じるおそれがあります。

2. 特徴

一生涯にわたって年金をお支払いします

年金支払開始日以後、毎年年金をお支払いします。途中で積立金額がゼロになっても、被保険者の一生涯にわたって年金をお支払いします。

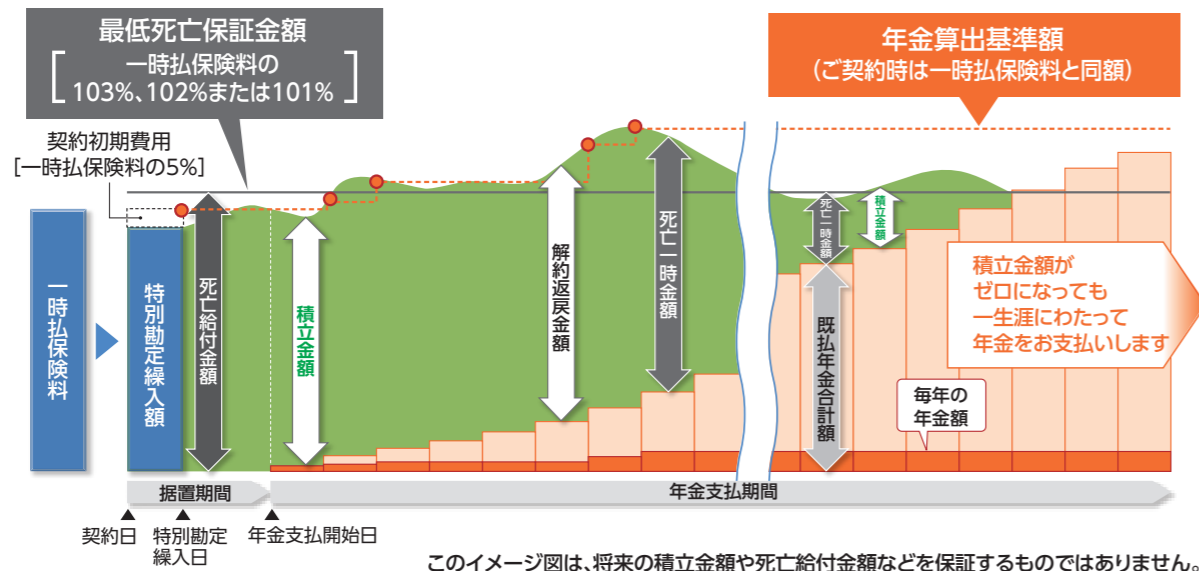
年金額がふえることがあります

この商品の毎年の年金額は、年金算出基準額をもとに決まります。この基準額は、積立金がある限り、毎年見直します。見直しの際の積立金額次第で、年金算出基準額、および以後の年金額がふえることがあります。

お支払い総額が最低保証されます

この商品でお支払いする、年金と死亡一時金の総額は、一時払保険料の103%、102%または101%が最低保証されます。死亡給付金額も、一時払保険料の103%、102%または101%が最低保証されます。

イメージ図



3. お支払いする年金・給付金等

年金のお支払い

この商品では、契約日からご指定の年数（据置期間）の後、**年金（保証金額付特別勘定終身年金）を、毎年お支払いします。**

第1回目の年金の支払日（年金支払開始日）から、以後毎年のおなじ日（年金支払日）に被保険者が生存している限り、年金受取人に年金をお支払いします。
なお、年金をお支払いするたびに、年金額と同額を積立金から差し引きます。

年金額は、毎年 $\text{①年金支払日の 年金算出基準額} \times \text{②年金額算出率}$ で計算される金額になります。

→ ご契約のしおり・約款「年金のお支払いについて」

①年金算出基準額

ご契約時の年金算出基準額は一時払保険料と同額ですが、契約日の1年後から、以後毎年のおなじ日（契約応当日。年金支払開始後は年金支払日）に、年金算出基準額の見直しを行い、金額がふえることがあります。

毎年の見直しでは、契約応当日（年金支払日）の前日末の

- 1： 年金算出基準額
- 2： 積立金額 + それまでにお支払いすべき年金額の合計（既払年金合計額）

2の方が大きいとき、年金額がふえます。

のいずれか大きい金額が、以後の新たな年金算出基準額になります。

ただし、積立金額がゼロの場合は、年金算出基準額の見直しを行いません。

②年金額算出率

年金額算出率は、年金支払開始日における被保険者の満年齢によって、下記の通りになります。その後の被保険者の加齢による変更はありません。

年金支払開始日における被保険者の満年齢	年金額算出率
55歳～59歳	2.8%
60歳～69歳	3.0%
70歳～75歳	3.2%

被保険者死亡時のお支払い

この商品では、被保険者が亡くなられたときに、ご契約が終了します。このとき、**死亡給付金または死亡一時金をお支払いします。**

【死亡給付金・死亡一時金のお支払い対象期間のイメージ】



時期	名称	お支払いする金額	受取人
亡くなられたときが年金支払開始日より前 死亡給付金の対象期間	死亡給付金	被保険者が亡くなられた日末の、下記のいずれか大きい金額 ① 積立金額 ② 最低死亡保証金額	死亡給付金受取人
亡くなられたときが年金支払開始日以後 死亡一時金の対象期間	死亡一時金	被保険者が亡くなられた日末の、下記のいずれか大きい金額(*1) ① 積立金額 ② 最低死亡保証金額から「それまでにお支払いすべき年金額の合計（既払年金合計額）」を差し引いた額	年金受取人(*2)

*1 この金額がゼロの場合、死亡一時金のお支払いはありません。

*2 年金受取人が亡くなられた被保険者と同一人のときは、後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

→ ご契約のしおり・約款「死亡給付金のお支払いについて」など

②最低死亡保証金額

最低死亡保証金額は $\text{一時払保険料} \times \text{最低死亡保証率}$ になります。

そのうち最低死亡保証率は、契約日における被保険者の満年齢によって、下記の通りになります。

契約日における被保険者の満年齢	最低死亡保証率
40歳～59歳	103%
60歳～69歳	102%
70歳～74歳	101%

お支払い総額の最低保証の水準になります。



契約日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合など、所定の事由に該当するときは、死亡給付金等のお支払いができません。詳しくは、注意喚起情報「4.給付金等のお支払い」をご確認ください。

→ 注意喚起情報「4.給付金等のお支払い」

4. 積立金の運用

積立金は特別勘定で運用します

この商品では、据置期間中(*1)および年金支払開始日以後の積立金を特別勘定で運用します。

特別勘定名称	バランス型2012(7A-2)
主な投資信託	VCファンドA<適格機関投資家限定> 【運用会社(*2)】ステート・ストリート・ グローバル・アドバイザーズ株式会社
主な投資信託の運用方針	運用資産を『積極運用資産』と『安定運用資産』に分けて投資し、それぞれへの配分比率を毎営業日に見直します。これによって、長期的な資産の成長を目指します。 [積極運用資産] 日本、米国、EMU(欧州経済通貨同盟)加盟国の株式、上場投資信託証券、公社債、短期金融商品、上場する株価指数先物取引および債券先物取引 [安定運用資産] 日本の短期国債等
資産運用関係費用	この投資信託の信託財産に対して 年率0.126%程度(税抜)

*1 特別勘定での運用は、特別勘定繰入日からになります。

*2 平成28年3月末時点において、当社との間の資本関係および人的関係はありません。

詳しくはご契約のしおり・約款「4.特別勘定と資産運用」および特別勘定のしおりをご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「4.特別勘定と資産運用」 → 特別勘定のしおり

特別勘定繰入日

お払い込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を差し引いた額を、特別勘定(基本部分)に繰り入れる日のことです。

「契約日」、「ご契約のお申し込み日からその日を含めて8日目に該当する日」または「ソニーライフ・ウィズ生命がご契約のお申し込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌営業日となります。

特別勘定における資産の評価方法

有価証券	時価評価
その他の資産	原価法による評価
デリバティブ取引	時価評価し、評価差額を損益に計上
外貨建の資産・負債	期末時換算法にて円貨に換算

評価方法は将来変更されることがあります。

5. ご契約の解約・一部解約

ご契約の解約を取り扱います

この商品では、いつでもご契約の解約を取り扱います。お手続きに際して、費用のご負担はありません。

この商品では、解約を取り扱います。費用のご負担は、ありません。

解約によりお支払いする解約返戻金額は、解約に関する書類を不備・不足のない状態でソニーライフ・ウィズ生命が受け付けた日末の積立金額になります。特別勘定の運用実績によって、解約返戻金額は変動します。

詳しくはご契約のしおり・約款「ご契約の解約」をご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「ご契約の解約」

ご契約の一部解約を取り扱います

一定の条件で、ご契約の一部解約を取り扱います。これによって、積立金額や最低死亡保証金額などが減額されます。

この商品では、年金支払開始日前に限り一部解約を取り扱います。費用のご負担は、ありません。

一部解約によりお支払いする金額は、お手続きの際に10万円以上で指定いただく一部解約請求金額になります。一部解約後の積立金額や最低死亡保証金額が所定の金額に満たない場合は、お取り扱いをいたしません。(上記「10万円以上」のお取り扱いは、将来変わることがあります)

詳しくはご契約のしおり・約款「ご契約の一部解約」をご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「ご契約の一部解約」



- ・ご契約を解約された場合、この商品の持つ効力はすべて失われます。また解約返戻金額は、最低保証されません。解約返戻金額は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生じるおそれがあります。なお特別勘定繰入日の前日までに、ご契約を解約された場合、解約返戻金額は一時払保険料と同額になります。
- ・ご契約を一部解約された場合、積立金額、最低死亡保証金額および年金算出基準額は、一部解約前の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて、それぞれ減額されます。このため、一部解約でお支払いする金額と、将来お支払いする給付金等の合計額が、一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。

6. その他

この商品には費用がかかります

この商品にかかる諸費用は、「契約初期費用」「保険関係費用」「資産運用関係費用」の合計額になります。

→ 注意喚起情報「1.ご負担いただく費用」

配当金はありません

この商品は無配当保険となり、配当金はありません。

下記の特約を付けることができます

特約の種類	特約の内容	お取り扱い
遺族年金支払特約	死亡給付金または死亡一時金を、一時支払に代えて年金としてお支払いする特約です。	【年金の種類】 確定年金 【年金支払期間】 5年～40年(5年単位)から選択
指定代理請求特約	ソニーライフ・ウィズ生命所定の事情により年金受取人が請求できない場合に、あらかじめ指定された代理人が年金または死亡一時金を請求できる特約です。	【指定代理請求人】 ・被保険者 ・年金受取人の戸籍上の配偶者 ・年金受取人の直系血族 ・年金受取人の兄弟姉妹などから1名を指定

→ ご契約のしおり・約款「6.特約について」

変額年金ですが、定額年金への移行ができます

この商品では、契約日から3年経過以後かつ年金支払開始日前に限り、特別勘定による運用を行わない、「一時払定額年金への移行」を取り扱います。このときの年金額は、移行日の前日末の積立金額と移行日時点の基礎率等により計算されます。

→ ご契約のしおり・約款「一時払定額年金への移行」



ご注意

一時払定額年金へ移行した場合、最低死亡保証金額は保証されません。
この場合に支払われる年金等の総額は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生じるおそれがあります。

7. お取り扱い

契約年齢	契約日における被保険者の満年齢で、40歳～74歳が対象になります
保険料	【払込方法】 お申し込み時に全額を払い込んでください(一時払) 【取扱金額】 300万円～1億円(1万円単位)を取り扱います ※同一の被保険者で、ソニーライフ・ウィズ生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合、それぞれのご契約の一時払保険料(最低死亡保証金額の定めのある商品は最低死亡保証金額)を通算して、5億円を超えることはできません。 ※上記の範囲内であっても、お申し込みをお断りすることがあります。
お支払いする年金	【年金の種類】 保証金額付特別勘定終身年金のみとなります 【年金支払期間】 被保険者の一生にわたって、毎年お支払いします(終身) 【年金支払開始年齢】 年金の支払開始時に被保険者の満年齢が55歳～75歳の範囲となるよう、据置期間をお申し込み時に選んでください 【分割支払】 年2回、4回、6回、12回への分割を取り扱います ※分割後の1回あたりの支払額が4万円に満たない場合は、分割支払のお取り扱いはできません。
据置期間	年金の支払開始までの期間を、お申し込み時に1年～35年(1年単位)から選んでください ※年金支払開始日より前であれば、据置期間は年金の支払開始の年齢範囲かつ取扱年数の範囲で、1年単位での変更ができます。
契約時選択	お申し込み時に被保険者の健康状態等を告知していただきます ※告知内容によっては、お申し込みをお断りすることがあります。

※このほか、具体的なご契約の内容につきましては、「意向確認書兼適合性確認書」により、お客さまのご意向を確認させていただいたうえで、「契約申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、「契約申込書」にて、必ずご確認ください。

※契約時選択にあたっては、「告知書」でソニーライフ・ウィズ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく記入してください。

1. ご負担いただく費用

この商品では、以下の費用の合計額をご負担いただきます。

●契約初期費用

ご契約の締結等にかかる費用です。
特別勘定への繰り入れ前に、一時払保険料から差し引かせていただきます。

一時払保険料に対して **5.0%**

●保険関係費用

ご契約の締結、維持および年金等のお支払い総額を最低保証するための費用です。
据置期間中および年金支払期間中の毎日、年率の1/365を乗じた金額を積立金から差し引かせていただきます。

積立金額に対して 年率 **3.48%**

●資産運用関係費用

積立金の、特別勘定での運用にかかる費用です。
据置期間中および年金支払期間中の毎日、日割り分の費用を差し引かせていただきます。
なお、費用の率は将来変更されることがあります。

特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して
年率 **0.126%** 程度(税抜)*

*ここでは、特別勘定の主な投資対象である投資信託の信託報酬を記載しています。
資産運用においては、この他にも「信託財産留保金」「信託事務の処理などに要する諸費用」「監査費用」などがかかります。これらもお客さまにご負担いただくこととなります。
しかし、これらは費用の発生前に金額や割合を確定できないため、上記の記載値に含めていません。

特定のお客さまには、以下の費用をご負担いただきます。

●年金管理費用

年金のお支払いの管理にかかる費用です。
・一時払定額年金へ移行した場合で、年金を支払うとき
・遺族年金支払特約による年金を支払うとき
年金支払日に下記の金額を保険料積立金から差し引かせていただきます。
なお、費用の率は将来変更されることがあります。

支払年金額に対して **1.0%**

2. 投資リスク



この商品は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動します。
特別勘定の運用では、投資信託を通じて主に国内外の株式、公社債および短期金融商品などに投資します。
このため、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあります。

これらの投資リスクにより、最低保証の対象とならない解約返戻金等でお受け取りいただく金額の合計は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生じるおそれがあります。

3. お申し込み時

● クーリング・オフを取り扱います

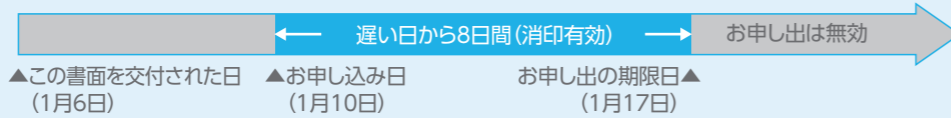
この商品では、お申し込みから数日の期限の間は、クーリング・オフを取り扱います。このとき、ご契約のお申し込み時に払い込んでいただいた金額を、全額お返しします。

下記のいずれか遅い日から(その日を含めて)8日以内にソニーライフ・ウィズ生命まで、必要事項を記載した書面を郵送してお申し出ください。

- ・ご契約のお申し込み日
 - ・この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を交付された日
- ただし、下記の場合はこのお取り扱いができません。
- ・債務履行の担保のための保険契約である場合
 - ・すでに成立したご契約の内容変更である場合
 - ・書面の発信時に死亡給付金のお支払い事由が発生している場合
(ただし、お申込者またはご契約者がその事実を知っている場合を除きます。)

このお取り扱いができない場合、およびお申し出方法について、詳しくはご契約のしおり・約款「クーリング・オフについて」をご確認ください。

【クーリング・オフのお取り扱い期間の例】



→ ご契約のしおり・約款「クーリング・オフについて」

● 健康状態等を告知していただきます

この商品では、ご契約のお申し込みの際に、被保険者に健康状態等を告知していただきます。

- ・過去の傷病歴等を「告知書」で、おたずねいたします。事実を正確に、漏れなくお知らせください。
- ・契約者間の公平を期するため、告知内容によっては、ソニーライフ・ウィズ生命よりお申し込みをお断りすることがあります。

告知は、ソニーライフ・ウィズ生命が受けるものです。

- ・募集代理店および募集代理店の担当者に口頭でお話しいただいても、告知にはなりません。
- ・告知には、告知書へのご記入およびソニーライフ・ウィズ生命への告知書のご提出が必要です。
- ・ソニーライフ・ウィズ生命または確認担当者が、お申し込み後や給付金のご請求後などに、告知内容やご契約・ご請求内容などについて、確認させていただくことがあります。

下記のときに、ソニーライフ・ウィズ生命は、「告知義務違反」としてご契約を解除します。

- ・故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、告知の内容が事実と反した場合で、契約日から2年以内のとき。
ただし、契約日から2年を経過していても、契約日から2年以内に死亡一時金または死亡給付金をお支払いする事由が発生していたとき。

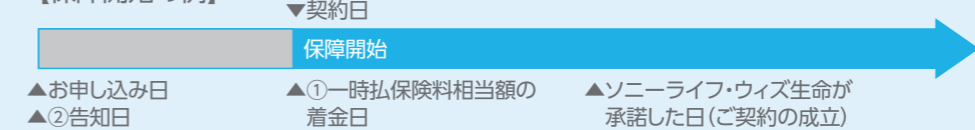
「告知義務違反」としてご契約を解除した場合、死亡一時金や死亡給付金はお支払いしません。

→ ご契約のしおり・約款「ご契約に際して」

● 保障が始まるのは、お申し込みの時からではありません

ソニーライフ・ウィズ生命がご契約のお申し込みを承諾した場合、①一時払保険料(相当額)の着金と、②告知がともに完了した時にさかのぼって、ご契約上の保障が開始されます。この保障が開始される日が、契約日になります。

【保障開始の例】



なお、募集代理店および募集代理店の担当者には保険契約締結の代理権がないため、お申し込みを承諾することはできません。ご契約は、お客さまからのお申し込みをソニーライフ・ウィズ生命が承諾したときに成立します。

→ ご契約のしおり・約款「ご契約に際して」

● 契約の乗り換えによるお申し込みは、不利になることがあります

現在ご加入中の保険契約の解約・減額を前提に、新たにこの商品にご契約のお申し込みをされる場合(契約の乗り換え)、下記のような不利益を被ることがあります。

- ・現在ご加入中の保険契約で保障された内容が、新たな商品では保障されないこと。
- ・現在ご加入中の保険契約の解約返戻金額が、払い込んでいた保険料の総額よりも少なくなること。

● 借入金を用いたお申し込みは、お断りいたします

ソニーライフ・ウィズ生命では、借入金を保険料に充当することを前提としたご契約のお申し込みは、お断りいたします。

4. 給付金等のお支払い

●死亡給付金等のお支払いには、お申し出が必要です

お支払いの対象にあたるかどうか不明な場合も含めて、まずはソニーライフ・ウィズ生命までご連絡ください。

ソニーライフ・ウィズ生命 お客様サービスセンター
 ご契約者さま専用ダイヤル **0120-955-900** (通話料無料)
 受付時間:月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
 午前9時～午後5時30分
<https://www.sonylifewith.co.jp>



●死亡給付金等をお支払いできない場合があります

代表的な例として、下記のような場合には死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- ・ 契約日から3年以内に被保険者が自殺した場合
- ・ 死亡給付金等を受け取るために、故意に被保険者を死亡させた場合
- ・ 保険契約者、被保険者または死亡給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・ 告知義務違反により解除となった場合

死亡給付金等をお支払いできない場合について、詳しくはご契約のしおり・約款「給付金等をお支払いできない場合」をご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「給付金等をお支払いできない場合」

5. ご契約中

●特別勘定で積立金を運用します

ご契約期間中は、投資信託を主な投資対象とする特別勘定で、積立金を運用します。

特別勘定での運用およびこれに伴うリスクについて、詳しくは契約概要「4.積立金の運用」、注意喚起情報「2.投資リスク」および特別勘定のしおりをご確認ください。

→ 契約概要「4.積立金の運用」 → 注意喚起情報「2.投資リスク」 → 特別勘定のしおり

●解約を取り扱います

解約のお取り扱い、解約返戻金額、お手続きなど、詳しくは契約概要「5.ご契約の解約・一部解約」、ご契約のしおり・約款「ご契約の解約」「ご契約の一部解約」「債権者等による解約」「被保険者によるご契約の解約請求」をご確認ください。

→ 契約概要「5.ご契約の解約・一部解約」 → ご契約のしおり・約款「ご契約の解約」など

●ソニーライフ・ウィズ生命が経営破たんに関与した場合等

ソニーライフ・ウィズ生命の業務または財産の状況の変化、または経営破たんにより、死亡給付金額、積立金額、解約返戻金額および年金額などが削減されることがあります。

ソニーライフ・ウィズ生命は、生命保険契約者保護機構に加入していますので、経営破たんに関与した場合でも、保護機構によって保険契約者保護の措置が図られることがあります。

ただし保護措置を図られてもなお、死亡給付金額、積立金額、解約返戻金額および年金額などが削減されることがあります。

→ ご契約のしおり・約款「生命保険契約者保護機構について」など

6. 税金のお取り扱い

平成28年3月末現在

●生命保険料のお払い込みは、所得税等が軽減される要素になります

この商品の保険料（一時払保険料）のお払い込みは、一般の生命保険契約等として契約者（保険料負担者）の所得税や住民税における、生命保険料控除の対象になります。

※個人年金保険料控除の対象にはなりません。

●解約返戻金のお受け取りには、税金がかかります

この商品の解約返戻金のお受け取りには、解約差益部分（*1）に一時所得として所得税および住民税がかかります。

*1 解約差益 = 解約返戻金額 - 一時払保険料（過去に必要経費等とした金額を除く）

●死亡給付金のお受け取りには、税金がかかります

この商品の死亡給付金のお受け取りには、税金がかかります。
税金の種類は、契約者・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって異なります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
ご本人	ご本人	配偶者、子など	相続税
ご本人	配偶者、子など	ご本人	所得税（一時所得）+住民税
ご本人	配偶者、子など	ご本人以外	贈与税

●年金のお受け取りには、税金がかかります

この商品の年金のお受け取りには、税金がかかります。
税金の種類は、契約者と年金受取人の関係によって異なります。

契約者	年金受取人	税金の種類
ご本人	ご本人	年金受取時：所得税（雑所得）+住民税
ご本人	ご本人以外	年金受取の開始時：贈与税 年金受取時（*2）：所得税（雑所得）+住民税

*2 1回目の年金は非課税となり、2回目以後の年金のうち一部が課税対象となります。



ご注意

- ・記載の税金のお取扱いは、一般的な内容をご案内しています。実際のお取り扱いとは異なる場合があります。
- ・個別の税金のお取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。
- ・将来、税制の変更により、記載の内容から税金のお取り扱いが変わる場合があります。
- ・平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、所得税を納める義務のある方には、各年分の基準所得税額に対して2.1%が復興特別所得税として合わせて賦課されます。
- ・税金のお取り扱いに関する事項については、ご契約のしおり・約款「税金のお取り扱いについて」にも記載しておりますので、ご確認ください。

→ [ご契約のしおり・約款「税金のお取り扱いについて」](#)

7. お問い合わせ窓口

●お問い合わせ・苦情のお申し出は、ソニーライフ・ウィズ生命までご連絡ください

ご契約内容に対するお問い合わせ、ご契約に関する苦情のお申し出はソニーライフ・ウィズ生命までご連絡ください。
また住所等のご契約内容が変更になった場合、ご契約内容に不明な点が生じた場合も、ソニーライフ・ウィズ生命までご連絡ください。

ソニーライフ・ウィズ生命 お客様サービスセンター
ご契約者さま専用ダイヤル **0120-955-900** (通話料無料)
受付時間:月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時30分
<https://www.sonylifewith.co.jp>



●当事者間では解決が見込めない場合

金融サービスの取引をめぐる、金融機関との間でトラブルが生じたときに利用できるのが「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)」です。裁判以外の手続きで、費用をかけずに、迅速にトラブルの解決を図ります。

指定紛争解決機関が、当事者双方の話を聞きながら、時間や費用をかけずに、中立・公正な立場でトラブルの解決を図ります。そして、この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、お電話にてお受けしております。これらの連絡先電話番号等は、ソニーライフ・ウィズ生命のお客さまサービスセンターでも、ご案内しております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
<http://www.seiho.or.jp/>

➔ ご契約のしおり・約款「ご契約に関する苦情相談」

●健康状態の告知項目

- ・現在、「公的介護保険の要介護2以上(*1)」の認定を受けていますか?
- ・直近3か月以内に、「入院(*2)・手術をしたこと」、または「入院(*2)・手術を医師から勧められたこと」がありますか?
- ・過去5年以内に、「病気により継続して7日間以上入院したこと」、または「がん(*3)の診断・治療・投薬のいずれかを受けたこと」がありますか?

*1 介護保険法における要介護状態区分2.3.4.5を指します。

*2 治療のための入院のほか、検査入院など目的に関わらず全ての入院を指します。

*3 悪性新生物および上皮内新生物を指します。

※肉腫、白血病、悪性リンパ腫等は悪性新生物に含まれます。



ご注意

被保険者となる方の健康状態等によっては、お申し込みをお断りする場合があります。